

大和郡山市保育料月額表(2号、3号認定用)

(単位:円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額					
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0				
第2	第1階層を除き、当該年度4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0			
第3		市町村民税均等割額課税世帯(所得割課税額のない世帯)	14,800	14,500			
第4		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,000	15,700			
第5		市町村民税所得割課税額 48,600円以上65,000円未満	22,800	22,400	0	0	0
第6		市町村民税所得割課税額 65,000円以上97,000円未満	25,600	25,200			
第7		市町村民税所得割課税額 97,000円以上140,000円未満	33,900	33,300			
第8		市町村民税所得割課税額 140,000円以上169,000円未満	41,100	40,400			
第9		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	49,000	48,200			
第10		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	59,000	58,000			

備考 ①2人以上の児童が保育所に入所している場合のほか、保育所入所児童の世帯から幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合についても児童を算定対象人数に含め、2人目の保育料は上記保育料の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。(10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)児童の数は、年齢が高い順に数える。但し、市町村民税所得割課税額が57,700円未満に認定された場合は、子どもの年齢に関係なく、2人目の保育料は上記金額の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。また、市町村民税非課税世帯については、2人目以上の保育料は無料とする。

②4月から8月までの月分の保育料の額にあつては、前年度の市町村民税額により算定するものとし、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては、今年度の市町村民税額により算定するものとする。

③ 児童の属する世帯が第2階層から第5階層、第6階層のうち市町村民税所得割課税額が77,100円以下に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)の有する世帯等は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料月額とし、2人目以上の保育料は無料とする。

階 層 区 分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 2 階 層	0	0				
第 3 階 層	6,800	6,700				
第 4 階 層	6,800	6,700	0	0	0	0
第 5 階 層	6,800	6,700				
第 6 階 層 の うち (市町村民税所得割課税額が77,100円以下)	6,800	6,700				

※保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。

※定義の年齢児については、各年度4月1日時点での年齢により適用するものとする。